

消費者とつながる小規模複合の有機農業運動

＝キーワードは「産消提携」、CSA、PGS＝

—NPO日本有機農業研究会理事・久保田裕子—

◇食べものは「売り買い」でなく「分かち合う」

新型コロナウイルス問題で、食と農を暮らしの身近に置くことの重要性が実感されるようになったと思うが、本来、食べものの自給とそのため農林漁業は人々が生きる家族・共同体の責務であると同時に権利であり、暮らしの基盤である。その原点回帰というか、価値観やライフスタイルの転換を伴う脱都会・田舎暮らし、帰農、定年帰農、半農半Xなどのゆるやかな田園回帰の流れは、1970年代初頭から始まった。

同時期に起きた動きが、日本的な特徴を備えた生産者（農家・農家グループ等）と消費者（消費者グループ等）がじかにつながる「産消提携」の有機農業運動である。産消提携は、簡潔には「農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組み」（有機農業推進基本方針）といえるが、1971年に結成された日本有機農業研究会は2015年に次のように定義している。

「生産者と消費者の提携とは：有機農業の共通の理念に向かって、農家（生産者）と都市生活者（消費者）が共に学び支え合う相互協力・信頼関係のもとに、生命・生活の糧である食べもの（農畜産物等）をつくり・はこび・たべる継続的な取組みをいう」

◇つくり手と食べ手の「つながり」を求めて

当初の活動を担ったのは、若いお母さんたちと有機農業に転換した農家だった。試行錯誤と創意工夫の実践の中で、各地の産消提携の農家や消費者グループは、それぞれいくつかの取り決めをしていた。それを基に日本有機農業研究会は78年、今日、「提携10か条」と呼ばれる産消提携の指針、「生産者と消費者の提携の方法」をつくる。

「提携10か条」の要点

1. 相互扶助の精神
2. 計画的な生産
3. 全量引取り
4. 互惠に基づく価格の取決め
5. 相互理解の努力
6. 自主的な配送
7. 会の民主的な運営
8. 学習活動の重視
9. 適正規模の保持
10. 理想に向かって漸進

その第1項は、「生産者と消費者の提携の本質は、物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係である。すなわち両者は対等の立場で、互いに相手を理解し、相助け合う関係である」。

食べものを商業主義的な売り買いに委ねず、協同と相互扶助の精神で取り扱う。実践では、消費者が草取りや収穫の手伝いに行ったり（縁農）、仕分けや配達に参加したり、収穫祭や学習会などを開いたり、生産者・消費者が共に参画し、交流し、相互の理解を深めながら信頼関係による「つながり」を築き、取引を持続的なものにする。

この提携10か条はその後の有機農業に影響を与え、全国各地に少数ながらも有機農業を定着させ、今日に至っている。並行して80年代半ばからは、こうした仕組みを原点としつつ、有機農業生産の拡



久保田 裕子（くぼた ひろこ）

NPO日本有機農業研究会理事。家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン常務理事。

国民生活センター勤務を経て、元國學院大學経済学部教授（消費経済学）。「有機農業ハンドブック」「基礎講座 有機農業の技術」「生きている土壌」（いずれも日本有機農業研究会発行、農山漁村文化協会発売）の編集や会誌「土と健康」の編集に携わる。

大と共に多様な流通事業者が現れた。他方、2000年、第三者認証を義務付ける「有機JAS検査認証制度」が導入されると、輸入有機JAS農産物の増大、大企業の参入もみられるようになっていく。

◇地域に目を向けたローカル・フードシステム

有機農業の世界でも、大規模化や企業集中が進んでいる。日本でもそうした動きはみられるが、桁違いに顕著なのは米国だ。米国では90年農業法の下で全米有機生産プログラムが始まった後、有機農業の生産も有機食品市場規模も急速に成長した。02年から第三者認証の有機食品全米統一マークが導入されると、さらにこの傾向は強まり、流通面での企業集中、資本面での大企業の参入も進んだ。

すでに03年に、そうした動向が有機を変質させかねないと警告を發した「有機は誰のもの？」(R A F I - U S A) という報告書が出版されている。有機専門スーパー「ホールフーズ・マーケット」は中小の自然食品店を買収しながら北米および英国で460店舗以上にも拡大を続けてきたが、さらに17年になると、アマゾン社に買収されたことはよく知られている。

これらに拮抗(きっこう)するように登場したのが、地域の有機農家によるファーマーズマーケットや地域支援型農業(CSA)である。そしてまた、中南米で00年ころから活発になったアグロエコロジー運動を背景に生まれた有機農業の参加型保証システム(PGS)がある。



エリザベス・ヘンダーソン氏が参画するジェネシーバレイ・オーガニックCSA = 米ニューヨーク州

◇注目されるCSAとPGS

CSAとは1986年に有機農家のロビン・バン・エン氏らが名付け、マサチューセッツ州に二つのCSA農場を立ち上げた。CSAは、「食べ物を生産する農家とそれを食べる消費者のつながり」のことであり、「その本質は、相互に理解し助けあうこと。生産者は人々に食べ物をつくり、人々は農場を支える、そして農業につきもののリスクを分かち合うと共に収穫の恵みを分かち合う」ことと、エン氏とその後継者エリザベス・ヘンダーソン氏は、共著「CSA市民ガイドー収穫を分かち合う」(99年、改訂版07年)(改訂版邦訳「CSA 地域支援型農業の可能性ーアメリカ版地産地消の成果」家の光協会、08年)で述べている。

同著は数カ国語に訳され、CSAはそれぞれの地域の国語で世界規模に広がった。ちなみに同著には、日本の「提携10か条」が「t e i k e i の10原則」として紹介されており、CSAの広がりと同時に、日本の「テイケイ」も、先駆的取り組みとして知られるようになっていく。産消提携 = CSAなのである。

PGSは、04年に国際有機農業運動連盟(IFOAM、72年設立)がブラジル・トレスで開いた「もう一つの認証に関する会議」を契機に、第三者認証ではなく、地域に焦点を当てた、消費者や関係者、複数の農家相互の確認で成り立つ保証の仕組みとして整備された。PGSは、今ではIFOAMの第三者認証と並ぶものと位置付けられ、10年ごろからはCSAの活動になじむものとして急速な広がりを見せている。

CSAの国際的な連携も活発である。直近では、18年11月、ギリシャ・テサロニキ市に40カ国300人が集まり、第7回URGENCI国際シンポジウム(「第4回ヨーロッパCSA集会」「第2回アグロエコロジー・食料主権地中海地域会議」も同時開催)が開かれ、筆者も参加した。CSAはますます横のつながりを強めており、「ヨーロッパCSA」はアグロエコロジー運動とも連携した「ヨーロッパCSA宣言」を16年に出し、「アメリカ・カナダCSA憲章」(17年)も出されて、世界のCSAとしての一体感を打ち出そうとしていた。そして、IFOAMと同様に、ここでもPGSの取り組みに高い関心がみられた。

このような流れを国連「家族農業10年」や持続可能な開発目標(SDGs)に呼応して政策面でも重視し、さらに加速化させることが真に持続可能な社会につながるであろう。